

の施設利用が可能となります。

○合併に伴う課題

・両市町の施設等の使用料、手数料、設置基準、管理運営に違いがあるため調整が必要となります。

公民館の状況

区分	新潟市	黒埼町
地区公民館	10館	2館
分館	10館	17館
地区館面積	1,922㎡(平均)	734㎡(平均)
分館面積	324㎡(平均)	186㎡(平均)
年間利用者	858,328人	65,514人
年間利用率	1.80回(1人当たり)	2.76回(1人当たり)
管理運営方法	直営	町・北部公民館以外は委託
使用料	無料	有料

・黒埼町では、教育委員会の承認により、町民の使用料は免除となっています。

(5)安全

①消防、防災

○現況

消防の状況は、新潟市は消防自動車五二台、救急車九台を保有し、救急隊は七隊配置しています。黒埼町は消防自動車三台、救急車二台を保有し、救急隊員は警防隊員と兼務しています。消防団の状況は、新潟市は二団編成で二、三〇六名、消防ポンプ自動車二八台、小型動力ポンプ一三〇台を所有しています。黒埼町は一団編成で二五五名、消防ポンプ自動車一台、小型動力ポンプ付積載車一七台を所有しています。

○合併の効果

・新潟市は、関屋分水以西の坂井輪地区と江南地区とに挟まれた地域の消防の拠点ができることで、西地区の消防体制が強化されます。
・黒埼町は、消防力の強化が図られます。



(6)住民活動

○現況

自治会への助成制度の状況は、新潟市は防犯灯設置の補助や自治会除雪の助成、地域活動等障害見舞金、収納事務損害保険制度等を実施しています。黒埼町は、防犯灯設置の補助や集会所建設補助、自治会除雪の助成を実施しています。

○合併に伴う課題

・交通安全指導員などの勤務や活動状況に違いがあるので、検討が必要です。

○合併の効果

・黒埼町では、行政情報の提供の場が多くなり、各種相談業務の充実が図られます。

○合併に伴う課題

・両市町の自治会や自治会長の位置づけ、

・防災については、一体的な防災対策が可能となります。

消防体制及び高齢者家庭などへの指導の状況

区分	新潟市	黒埼町
消防局	組 織 1消防局、2消防署、18出張所 職 員 数 482人 消防自動車保有台数 52台 救急車の保有台数(うち高規格救急車) 9台(1台)	1消防本部、1消防署 31人 3台 2台
消防団	組 織 2団、27個分団、157班 団 員 数 2,306人 消防機械などの所有台数 消防ポンプ自動車 28台 小型動力ポンプ 130台	1団、8個分団、18班 255人 消防ポンプ自動車 1台 小型動力ポンプ付積載車 17台
高齢者の家庭への防火指導(平成4年度末まで)	一人暮らしの家庭や高齢者のみの家庭などへ実施 3,549世帯	一人暮らしの家庭などへ実施 21世帯
高齢者家庭への消火器・警報ベル設置(平成4年度末まで)	一人暮らしの家庭や高齢者のみの家庭などへ設置 427世帯	実施していない

②交通安全

○現況

交通安全については、両市町とも「第五次新潟市交通安全計画」、「第五次黒埼町交通安全計画」を策定し交通安全施策を推進しています。新潟市

け、助成などに違いがあるので調整が必要となります。

また、合併に伴う行政サービスや窓口業務の受付先変更が生じますので、案内業務などについて検討する必要があります。



広報関係では、新潟市は市政懇談会や市長への手紙により市民要望を把握したり、各種住民相談窓口・制度を設けています。黒埼町は毎月一回行政相談窓口を設けています。その他、新潟市は、情報公開制度や行政評価委員会も制度化しています。

自治会及び広聴広報の状況

区分	新潟市	黒埼町
自治会・町内会の組織数	1,057自治会・町内会	59自治会
自治会への料	1世帯当たり(年額) 960円 均等割り なし	1世帯当たり(年額) 793円 均等割り 5,000円
自治会長への報酬	年1回の「感謝の集い」を開催している。費用弁償についてはなし	年1回自治会長会議や先進地研修会を開催している。会議1回につき 1,000円
自治会への助成	防犯灯設置の補助 防犯灯の電気料金助成 集会所の建設費補助 集会所などの借上補助 地域活動等障害見舞金 自治会除雪の助成 など	防犯灯設置の補助 集会所の建設費補助 自治会除雪の助成
広報活動	「市報にいかた」 毎週月2回 点字・テープ版 年2回 「美しい新潟」 「ひろばにいかた」 「暮らしのガイド」 転入者 その他、テレビ・ラジオ・CATVで市政に関する放送も行っている。	「広報くろさき」 月2回
広聴活動	市民相談室を設置 行政全般の相談を常に受け付けている。年金、高齢者職業、心身障害者(児)、民事法律、消費生活相談などの個別で専門的な相談窓口も常時設置している。	随時。 法律、福祉、人権などの相談を行っている。法律相談などの複雑で専門的な相談については年1回程度となっている。
情報公開制度や行政評価委員会	市政懇談会(地区別開催) 市政世論調査 市政モニター(100人) 市長への手紙 動く市政教室 情報公開制度(県内唯一)、行政評価委員会の設置など、市民に開かれた市政を目指して制度が充実	なし なし